

韮崎市簡易水道水質検査業務委託仕様書

(基本事項)

1. 件名

韮崎市簡易水道水質検査業務委託

2. 目的

本委託業務は、給水栓水等の水質検査を目的とする。

3. 履行場所

韮崎市簡易水道給水区域内採水地点

4. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5. 適用範囲

本仕様書は、韮崎市（以下「委託者」という）が委託する「韮崎市簡易水道水質検査業務委託」に関し、委託者及び受託者が遵守すべき事項を示すものである。

(一般事項)

1. 受託資格

受託者は水道法第20条第3項に規定される厚生労働大臣の登録水質検査機関のうち、「水質検査を行う区域」に韮崎市を含み、且つ「52項目検査を行う事業所の所在地」が山梨県内であること。

受託者は山梨県内で ISO/IEC 17025 認定試験所である、または、水道 GLP の水質基準項目に関する品質管理の認定を取得し、正確かつ信頼性のある技術能力を有していること。

2. 法令等の遵守及び機密の保持

受託者は、業務の遂行にあたり関係する法令等についてこれを遵守し、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

3. 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

4. 手続き等

受託者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受託者の負担で行う。

5. 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、委託者と受託者とが協議のうえ決定する。

(検査項目)

1. 給水栓水質検査（定期の水質検査）

(1) 検査項目、検査頻度及び採水日程

別紙 1-1 (水質基準の項目と検査頻度 (給水栓水)) のとおり。

(2) 採水地点

別紙 1-2 (定期給水栓採水場所所在地一覧) のとおり。

ただし、自然災害・施設倒壊等やむを得ない場合は委託者の許可を得て、変更できるものとする。

(3) 試料容器の準備

ア 受託者は、別紙 1-1 の検査項目に対し、別紙 1-2 の採水地点ごとに別紙 3 (採水の手引き) に示す採水容器を用意する。

イ 採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に行う。

(4) 採水方法等

ア 別紙3 (採水の手引き) のとおり。

イ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに委託者にその内容を報告する。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。

ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で 12 時間以内
に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

2. 原水水質検査

(1) 検査項目、検査頻度及び採水日程

別紙 2-1 (水質基準の項目と検査頻度 (原水)) のとおり。

(2) 採水地点

別紙 2-2 (原水採水場所所在地一覧) のとおり。

ただし、自然災害・施設倒壊等已むを得ない場合は委託者の許可を得て、変更できるものとする。

(3) 試料容器の準備、採水方法等及び試料の運搬

試料容器の準備、採水方法等及び試料の運搬の運搬については、「1. 給水栓水
質検査 (定期の水質検査)」の例による。

3. クリプトスポリジウム指標菌検査

(1) 検査項目、検査頻度及び採水日程

「2. 原水水質検査」の実施にあわせて検査を行う。

(2) 採水地点、試料容器の準備、採水方法等及び試料の運搬

採水地点、試料容器の準備、採水方法等及び試料の運搬については、「2. 原水
水質検査」の指定による。

4. 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(2) 採水日時及び採水地点

委託者が指示する日時、地点で採水を行う。

(3) 試料容器の準備、採水方法及び試料の運搬

試料容器の準備、採水方法及び試料の運搬の運搬については、「1. 給水栓水質検査（定期の水質検査）」の例による。

5. 緊急時の水質検査

緊急時の水質検査依頼に対応できるよう、夜間及び休日における連絡体制並びに検査体制を整備し（緊急連絡先が記載された書類の提出）、依頼後1時間以内に緊急対応（採水）を行うとともに、4時間以内に検査結果を書面にて報告するものとする。

(検査方法)

1. 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号(最近改正を使用))、残留塩素については水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法（平成15年9月29日厚生労働省告示第318号(最近改正を使用))、水温については「上水試験方法」(最新版)により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

(2) 現場での測定

ア 水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は受託者が準備をする。

イ 採水時刻、採水場所及び採水者を表示した現場写真撮影を行う。また、試料採水後の採水瓶の一括撮影を行う。

ウ 受託者の採水者は、作業の実施に当たって身分証明書等を携帯し、委託者の請求に応じて提示しなくてはならない。

(3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省健康局水道課長通知 平成15年10月10日付健水発第1010001号(最近改正を使用))に基づき実施する。

(4) 速報値の報告

ア 給水栓水及び原水の水質検査結果については、採水日から一週間以内に一次報告を行う。

イ 水道法第18条に基づく水質検査結果については、委託者の指示する日までに報告する。

ウ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化

した場合は、水質検査項目ごとに直ちに委託者に連絡する。

(5) 再検査

委託者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(7) 報告書の作成

ア 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。

イ 検査結果以外にも委託者の要請に応じて、分析日時及び分析を実施した検査員を示した試料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等を添付する。

ウ 検査結果等は書面以外に、所定の電子媒体等による記録提供を行うものとする。

2. 検査結果の信頼性確保

受託者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、委託者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

ア 受託者は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

イ 受託者は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

(3) 機器の整備

受託者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について甲の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間(土曜日、日曜日、祝祭日を含む。)とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受託者が廃棄する。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について委託者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 受託者への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、委託者（委託者から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に受託者への立入検査を実施できるものとする。

(8) クロスチェック

委託者は、指定した給水栓水についてクロスチェックを行うことができる。

この場合、受託者は、委託者が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、委託者に提出する。

3. 安全管理

(1) 受託者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。特に冬期における採水では、凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないように努めること。

(3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を委託者に報告すること。

(4) 受託者は作業従事者の作業当日の健康状態を把握し、記録しておくこと。

(その他)

1. 請求・支払方法等

受託者は、全ての年間業務完了後、完了報告書等を委託者に提出し、検収を受けるものとする。また、支払いは年払いとし、委託者による検収後、適正な請求書により、受託者が指定する口座へ支払うものとする。

2. その他

(1) 内訳書の提出

受託者は、契約締結後速やかに、契約金額に係る内訳書を委託者に提出し、確認をうけること。

(2) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。受託者は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに委託者に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

(3) データ作成協力

水道統計・水質検査計画等資料作成の為、必要なデータを依頼された場合は、受託者は無償にてデータ等を提出する。

(4) 引継ぎ

翌年度、受託者が変更となる場合は、3月の採水に同行させるなど遺漏なく引継ぎを行い、変更後も検査が円滑に実施できるようにすること。

(5) 打合せ

契約締結後、直ちに下記担当部署と打合せを行うこと。

〔担当〕 韮崎市水神一丁目3番1号 韮崎市上下水道課水道管理担当
電話 0551-45-9132 (直通)

別紙1-1 水質基準の項目と検査頻度（給水栓水）〔簡易水道〕

●：毎月検査を行う ◎：3ヶ月に1回(5・11・2月) ○：年1回(8月) ※現場で検査

No.	水質基準項目	鍋山	北宮地	武田・御杉	青木・中谷	折居	入戸野・下井	宇波円井	上円井
1	一般細菌	●	●	●	●	●	●	●	●
2	大腸菌	●	●	●	●	●	●	●	●
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
6	鉛及びその化合物	○	◎	○	○	○	○	○	○
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
9	亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	◎	○	○	○	○	○	○	○
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
14	四塩化炭素	○	○	○	○	○	○	○	○
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○	○	○	○	○	○	○	○
21	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○
22	塩素酸	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
23	クロロ酢酸	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
24	クロロホルム	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
25	ジクロロ酢酸	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
26	ジブロモクロロメタン	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
27	臭素酸	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
28	総トリハロメタン	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
29	トリクロロ酢酸	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
30	ブロモジクロロメタン	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
31	ブロモホルム	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
32	ホルムアルデヒド	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
33	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
34	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
35	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
36	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
37	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
38	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
39	塩化物イオン	●	●	●	●	●	●	●	●
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎
41	蒸発残留物	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎
42	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○
43	ジオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○
44	2-MIB	○	○	○	○	○	○	○	○
45	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○
46	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○
47	有機物(全有機炭素の量)	●	●	●	●	●	●	●	●
48	pH	●	●	●	●	●	●	●	●
49	味	●	●	●	●	●	●	●	●
50	臭気	●	●	●	●	●	●	●	●
51	色度	●	●	●	●	●	●	●	●
52	濁度	●	●	●	●	●	●	●	●
53	残留塩素	※	※	※	※	※	※	※	※
54	水温	※	※	※	※	※	※	※	※

※毎月検査（年8回）については、他の検査と検査項目が異なるため 4・6・7・9・10・12・1・3・月に実施する。

〔簡易水道：年間検査予定回数〕

1 浄水水質検査【簡易水道】	単位	数量 a	単価 b	金額(税抜) a×b
全項目検査 (52項目)	8検体 × 年1回	8		
毎月検査 (9項目)	8検体 × 年8回	64		
年4回検査 (21項目+窒素+硬度+蒸発残留物)	1検体 × 年3回	3		
年4回検査 (21項目+鉛+硬度+蒸発残留物)	1検体 × 年3回	3		
年4回検査 (21項目)	5検体 × 年3回	15		
年4回検査 (21項目+硬度+蒸発残留物)	1検体 × 年3回	3		
	計			

※21項目とは、省略不可能項目（上記番号：1・2・10・22～32・39・47～52）である。

別紙 1 - 2 定期給水栓採水場所所在地一覧（給水栓水）

■給水栓水（簡易水道）

区分	配水系統名	採水場所名	採水場所住所
1	鍋山	鍋山公民館	蕪崎市神山町鍋山1899
2	北宮地	武田の里ふれあいホール	蕪崎市神山町北宮地945-3
3	武田・御杉	御杉公民館	蕪崎市清哲町樋口246-2
4	青木・中谷	清哲会館	蕪崎市清哲町青木2309-1
5	折居	折居地区公民館	蕪崎市清哲町折居829
6	入戸野・下円井	下円井集会施設	蕪崎市円野町下円井176-1
7	宇波円井	水源施設内	蕪崎市円野町下円井須沢久保2790
8	上円井	上円井集会施設	蕪崎市円野町上円井2534-1

別紙2-1 水質基準の項目と検査頻度（原水）

○：年1回検査を行う項目 ※：現場で検査を行う項目

No.	水質基準項目	原水水質検査	
		9月	
1	一般細菌		○
2	大腸菌		○
3	カドミウム及びその化合物		○
4	水銀及びその化合物		○
5	セレン及びその化合物		○
6	鉛及びその化合物		○
7	ヒ素及びその化合物		○
8	六価クロム化合物		○
9	亜硝酸態窒素		○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○
12	フッ素及びその化合物		○
13	ホウ素及びその化合物		○
14	四塩化炭素		○
15	1,4-ジオキサン		○
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		○
17	ジクロロメタン		○
18	テトラクロロエチレン		○
19	トリクロロエチレン		○
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)		○
21	ベンゼン		○
22	塩素酸		
23	クロロ酢酸		
24	クロロホルム		
25	ジクロロ酢酸		
26	ジブロモクロロメタン		
27	臭素酸		
28	総トリハロメタン		
29	トリクロロ酢酸		
30	ブロモジクロロメタン		
31	ブロモホルム		
32	ホルムアルデヒド		
33	亜鉛及びその化合物		○
34	アルミニウム及びその化合物		○
35	鉄及びその化合物		○
36	銅及びその化合物		○
37	ナトリウム及びその化合物		○
38	マンガン及びその化合物		○
39	塩化物イオン		○
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○
41	蒸発残留物		○
42	陰イオン界面活性剤		○
43	ジオスミン		○
44	2-MIB		○
45	非イオン界面活性剤		○
46	フェノール類		○
47	有機物(全有機炭素の量)		○
48	pH		○
49	味		
50	臭気		○
51	色度		○
52	濁度		○
53	残留塩素		
54	水温		※
55	電気伝導率		

[簡易水道：年間検査予定回数]

2 原水水質検査【簡易水道】		単位	数量 a	単価 b	金額(税抜) a×b
原水検査	39項目	8検体 × 年1回	8		
原水検査	クリプトスポリジウム指標細菌検査	8検体 × 年1回	8		
原水検査	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	8検体 × 年1回	8		
			計		

別紙 2 - 2 原水採水場所所在地一覧

■原水(簡易水道)

区分	配水系統名	採水場所名	採水場所住所
1	鍋山	鍋山水源	蕪崎市神山町鍋山白沢川
2	北宮地	北宮地水源	蕪崎市神山町竪沢川
3	武田・御杉	武田・御杉水源	蕪崎市神山町奈良尾沢
4	青木・中谷	青木・中谷水源	蕪崎市清哲町青木北沢川
5	折居	折居水源	蕪崎市清哲町折居精米沢川
6	入戸野・下円井	入戸野・下円井水源	蕪崎市円野町下円井3436
7	宇波円井	宇波円井水源	蕪崎市円野町下円井須沢久保2790
8	上円井	上円井水源	蕪崎市円野町上円井舟久保

別紙3 採水の手引き

1. 試料の採水方法

1) 給水栓

①鉛:5L/分で5分間流水後、15分間滞留、その後5L/分で5L採取し、均一攪拌したものを試料とする。

②その他の項目:①がある場合には、引き続き試料を採取する。①がない場合には、①と同様に5分間流水後、採水を行う。

2) 給水栓以外

採水栓が設置されていない原水の採水においては、ステンレス製の採水器具(2L以上)と、投げ込み用のロープ(10m程度)を用意し採水する。なお、検査用試料は、採水器具を十分に原水で共洗い後のものを使用する。

2. 現場における水質検査

現場における水質検査が指定されている項目については、5L/分で5分間流水直後に実施する。残留塩素が検出されない場合は引き続き5分間流出させ実施する。

3. 採水瓶

水質検査項目により下表の採水瓶を用意する。

4. その他

条例等状況の変更に伴い、必要に応じ、下表の内容の変更も有り得る。

水質検査項目		採水瓶の種類	採水容量 等	備考
1	鉛用	ポリエチレン瓶	100mL以上(満水)	5L用採水器具使用 速やかに、硝酸添加
2	一般細菌・大腸菌用	(指定なし)	120mL以上	*ハイポ入り
3	揮発性有機化合物用	テフロン内張のねじ口 ガラス瓶	40mL以上(満水)	*採水時、アスコルビン酸添加 速やかに、塩酸添加
4	シアン用	(指定なし)	100mL以上(満水)	採水時、リン酸緩衝液添加
5	ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50mL以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、ハイポ添加
6	金属類用	ポリエチレン瓶	50mL以上(満水)	速やかに、硝酸添加
7	塩素酸用	(指定なし)	50mL以上(満水)	速やかに、EDA添加
8	フェノール類用	ガラス瓶	500mL以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥
9	ハロ酢酸用	テフロン内張のねじ口	50mL以上(満水)	*採水時、アスコルビン酸添加
10	2-MIB・ジェオスミン用	ガラス瓶	500mL以上(満水)	
11	非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	1000mL以上(満水)	*採水時、亜硫酸水素ナトリウム 添加
12	TOC、臭気・味用	ガラス瓶	300mL以上(満水)	
13	その他の項目用	(指定なし)	2L以上(満水)	

* 印の項は、原水の場合は不必要

テフロン：ポリテトラフルオロエチレンの商品名の一つ

ハイポ：チオ硫酸ナトリウムの俗称

EDA：エチレンジアミンの略